## 『自動販売機設置自主ガイドライン』

「自動販売機により飲食物等を販売する場合の遵守すべき基準」

(平成12年4月制定)

(平成15年5月改訂)

日本自動販売協会

## .『自動販売機設置自主ガイドライン』制定の背景と目的

飲料・食品の自動販売機(以下「自販機」)は、いつでも、どこでも消費者の方に身近な 飲食機会を提供することを目的に、国民生活に必要なサービスとして、広く社会に定着 している。

一方、自販機を取り巻く「安全」や「安心」のための対策や、自販機の消費エネルギーの 節減、使用後の適正廃棄、使用済み容器の散乱防止など、自販機と社会や環境との関係 には従来以上にきめの細かい対応が求められている。

このため、自販機の販売管理者及び提供者は、その提供するサービスに万全をつくすことはもとより、販売・管理に当たり、法令・条例を遵守するほか、自ら遵守すべき基準を定め、その周知徹底と励行を図り、社会の要請や環境に適切に対応したサービスの充実を期す必要がある。

### . 定 義

### 1. 自販機販売管理者とは

管理する自販機の所有権の有無にかかわらず、その自販機により、飲食物を、自らの責任において販売する者をいう。

### 2. 自販機提供者とは

その所有(リースによる占有管理を含む。)する自販機を、有償または無償にて自販機販売管理者に提供する者をいう。

### . 対象自販機

対象となる自販機は、機能、型式に関係なく、飲食物を販売提供できる全ての自販機とする。

. 自販機販売管理者及び自販機提供者が、自販機による飲料・食品の販売を行うに当たって遵守すべき基準

# 1. 自販機販売管理者及び自販機提供者が、提供または使用すべき自販機の仕様と設置方法について

- (1) 新規に自販機を購入する際は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 (以下「省エネ法」)にそい、エネルギー消費効率のよい自販機の選択に努める。
- (2) 自販機のデザイン・仕様に関与する時は、エネルギー消費効率への留意に努める。

- (3) 新設自販機は、日本自動販売機工業会作成の「自販機の堅牢化基準」を尊重 し、ロケーションに応じた防犯対策を講じた自販機とする。また、既設自販 機についてもロケーションに応じた防犯対策を積極的に推進する。
- (4) デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めるものとする。
- (5) 据え付けにあたっては、日本自動販売機工業会作成の「自動販売機据付基準 マニュアル」を遵守し、転倒防止等の安全確保を十二分に行う。

### 2. 食品衛生法に係る自販機の取り扱いについて

食品衛生法の規制の対象となる自販機で飲食物を販売、取り扱う自販機管理者は、 法令で定める条項に加え、日本自動販売協会及び日本自動販売機工業会が定めた 「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」を遵守すると同 時に、日本自動販売協会が実施する「自主細菌検査」に積極的に参加する。

### 3. 使用済み容器の回収ポックスの設置及び管理について

- (1) 自販機販売管理者は、使用済み容器の回収ボックス(以下「回収ボックス」) を、原則として自販機1台に1個の割合で、自販機脇及びその周辺に設置 する。ただし、自販機が複数台設置されている場合は、その周辺の状況を 勘案し、設置ロケーションに1個以上の適切な個数を設置する。この場合、 使用済み容器の回収と処理の責任が明確であることを前提とする。
- (2) 回収ボックスの規格は次の通りとする。

素材は原則として、プラスチック製または金属製とする。

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が 溢れたり、周囲に散乱しないよう、十分な収容容積をもったものとする。 使用済み容器投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するか、そ のための仕掛けのあるものとする。ロケーションによっては、投入口に蓋 を付ける等使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る。

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をすることが望ましい。 取り出し蓋はフックを取り付けるなど、安易に開けられない対策を施した ものとする。

外観色は、周辺環境に配慮したものとする。

(3) 自販機販売管理者は、回収ボックス内の使用済み容器を、適切に処理する。

### 4. 自販機に表示すべき事項

(1) 自販機販売管理者の表示

自販機販売管理者の名・住所・電話番号を統一ステッカー又は同等の内容が記されたものの貼付等により必ず明記すること。

設置先の関係等でどうしても自販機販売管理者名を表記できない場合は、

自販機販売管理者の代わりに、当該自販機により販売される商品の販売者 (警備会社等を連絡窓口としている場合はその者)または自販機提供者の担 当部署名と電話番号等を明記する。

(2) 使用済み容器の散乱防止啓発の表示

日本自動販売協会をはじめとする自販機関連団体並びに(社)食品容器環 境美化協会の散乱防止啓発ポスターやステッカーなどは積極的に貼付する。

(3) 貼付についての留意

自販機の利用者から見えやすい場所に貼付し、かつ、その表示が利用者に 十分認識可能であること。

### 5. 自販機の省エネ・リサイクルについて

- (1) 省エネ法に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を尊重する。
- (2) 自販機の管理運営にあたっては環境に配慮し、適切かつ効率的な使用により、エネルギー消費の節減に努める。(代替エネルギーの利用が可能な自販機の導入にも努力する。)
- (3) 環境に配慮し、リサイクルし易い自販機の採用に努める。

### 6 . 廃棄処理する自販機の取り扱い

- (1) 自販機提供者(提供者との契約に基づき自販機管理販売者が廃棄すべき責務 を負うこととなっているときは、その者)は、法令に則り、自販機の廃棄 に関して責任を持ち適正に処理する。
- (2) 廃棄処理を他に委託する場合は、法令に則り、委託契約を締結し、適正に処, 理されたことをマニフェスト伝票により確認しなければならない。
- (3) 自販機の処理方法は、日本自動販売協会、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機工業会、日本自動販売機保安整備協会の自販機関連 4 団体が作成した「自販機の適正廃棄マニュアル」に基づき実施するものとする。
- (4) フロンガス、蛍光灯、電池は事前選別し、各々適正に処理する。特にフロンガスは、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に則り適正に処理する。
- (5) 投棄の責任者が明らかでない不法投棄された自販機については、自販機販売表示商品の販売者が、(その販売者が複数の場合は全該当者が協議の上) その責任において回収・処理するものとする。

### 7.「安全」「安心」への配慮

(1) 自販機販売管理者及び提供者は、自販機の設置、管理、廃棄及び自販機に

よる商品の販売に関して、各種マニュアルを定める等によって、自販機の 安全な管理と消費者が安心して購入できる商品の提供に努める。

(2) 自販機販売管理者及び提供者は、自販機犯罪撲滅に向け、防犯対策の一層の強化とともに警察への積極的協力に努める。

## 8. 適用期日

平成 15年5月1日から適用する。

以 上

## 『自動販売機設置自主ガイドライン』

解 説 書

(平成12年4月制定)

(平成15年5月改訂)

日本自動販売協会

### .『自動販売機設置自主ガイドライン』制定の背景と目的

- 1 . 自販機は、飲食物等を販売する者にとっては、重要な販売手段であるが、自販機を巡っては、下記のような点に関して、誤解に基づくと思われるものも含め、 社会から指摘され、また改善を求められている。
  - (1) 管理責任者の明示と責任の明確化
  - (2) 使用済み容器の回収ボックスの設置と回収・処理(散乱対策、リサイクル)
  - (3) 防犯、破壊、事故防止対策
  - (4) 耐震化、はみ出しの禁止等
  - (5) 温暖化防止対策を含む省エネルギー化
  - (6) フロンガス処理を含む適正廃棄処理対策
  - (7) 環境に配慮した冷媒や器材の使用
  - (8) 景観等への配慮(設置場所、色、デザイン等)
- 2. このような点について適切に対処し、自販機を通じて、社会的要請や環境に配慮したサービスの充実を期すことが大切である。

このためには、自販機に関わる法令や条例の遵守(コンプライアンス)徹底は もちろん、事業者の前向きな取り組み姿勢を、社会に広く明示することにより、 業界及び自販機に対する社会からの信頼感を深め、正しい理解を促進する必要 がある。このため、本ガイドラインを制定する。

### . 定 義

#### 1. 自販機販売管理者とは

- (1) 「自らの責任において販売する」とは、商品の販売に関し一貫した経営 責任のもとに事業を行うことをいう。
- (2) フルサービス自販機の場合は、オペレーター及び飲料メーカーとなる。
- (3) レギュラーサービス自販機の場合は、通常、設置先の商店等の経営者または自販機で販売を行う者、若しくは販売の委託を受けた者となる。

### 2. 自販機提供者とは

代表的事例は次のとおりである

(1) オペレーターが、自販機メーカーから購入し、自ら管理・運営するものは、そのオペレーターをいう。

- (2) 飲料メーカーが、自販機メーカーから購入し、自ら管理・運営するもの は、その飲料メーカーをいう。
- (3) 飲料メーカーが、自販機メーカーから購入し、小売店に貸与するものは、 その飲料メーカーをいう。
- (4) オペレーターまたは飲料メーカーが、リース会社からリースを受けているものは、リース会社との契約、協議により決められた社をいう。
- (5) 小売店等が、飲料メーカーから購入し、その小売店自らが管理・運営する ものは、その小売店をいう。

## . 対象自販機

(本項目について特に解説すべきことはありません。)

- . 自販機販売管理者及び自販機提供者が、自販機による飲料・食品の販売を行うに当って遵守すべき基準
  - 1.自販機販売管理者及び自販機提供者が、提供または使用すべき自販機の仕様と設置方法について
    - (1) エネルギー消費効率の良い自販機

省エネ法に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する 製造事業者等の判断の基準等」に基づき省エネ対策を施した自販機をいう。 なお、従来のピークカット機(エコベンダー)についても上記の自販機に含 まれる。

(2) 自販機の防犯対策

自販機窃盗被害の発生防止の為、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、 犯罪の防止に努める。

変造硬貨及び偽造・変造紙幣による自販機荒しに対しては、コインメック及びビルバリデータのプログラム改変などの技術的対策の強化に努める。

キャッシュレスへの方向性を検討する。

### 2. 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について

(1) 回収ボックスの仕様

素材は、原則としてプラスチック製または金属製とし、耐用年数が長いものとする。なお、プラスチックについては、PETまたはその他プラスチックの再利用品をできるだけ使用するよう努める。

容積は、缶、びん、PETボトル、紙カップ等が、十分に収容できることを基本とし、70リットル以上のものを積極的に採用する。但し、ロケーション状況によっては、やむを得ず70リットル未満の物であっても、設置することを最優先する。

(70リットル容積では、350缶で約80本、500mlPETで約52本収容可能)

投入口は、一般ごみ等が入りにくい構造のものとする。開口部が広く、 安易に一般ごみが入る構造のもの(ごみ箱と間違われるようなもの)は、 設置しないものとする。

投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を極力表示するものとする。

表示例「この回収ボックス内の、缶、びん、PETボトル、紙カップ等の空き容器は、リサイクルしますので、一般ごみは入れないで下さい。 リサイクルにご協力ください。」

会社名または管理者名は、必ず明記するものとする。

屋内設置の場合は、衛生面対策として、ロケーション先により、飲み残 し液の投入可能なものも検討することとする。

#### (2) 回収ボックスからの回収・処理方法

その自販機の販売管理者に回収・処理責任がある。ただし、契約等で特別の定めがある場合は、それによる。

自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で適切に回収・処理する。

処理に当たっては、法律または条例の規定に基づき許可を得るなど適切なリサイクルに結びつけ得る業者に委託するものとする。

回収頻度は、回収ボックスから空き容器が溢れないよう、十分に配慮することとする。

### 3.自販機に表示すべき事項

(本項目について特に解説すべきことはありません。)

### 4. 自販機の省エネ・リサイクルについて

(1) 「省エネ法」による特定機器追加に伴う判断基準

〔対象となる範囲〕

JIS B8561の「付属書 消費電力量試験」の適用範囲として規定されている、紙容器を除く包装容器入り飲料を販売する自販機であって、常に

冷蔵、温蔵して販売する機能を持つ缶・ボトル自販機とする。

[製造事業者等の判断の基準となるべき事項]

目標年度:2005年度

目標基準値:トップランナー方式による算定式

測定方法:「JIS B8561」による

表示方法:「カタログ」及び「本体」に表示

(2) 代替エネルギー型自販機

現時点で完成した物はないが、燃料電池、太陽電池、風力発電等の新しいエネルギーを使用する自販機をいい、部分使用を含め、今後の検討課題として取り組む。

(3) 環境に配慮しリサイクルし易い自販機

梱包材を含め、廃棄する段階でリサイクルし易い素材、構造等の自販機であり、その製造に当たって、「仕様」「素材」「構造」等について「3 R」に配慮されているもの。

\*「3R」の具体例は以下の通り。

リデュース(省資源化)・・・部品・ネジ点数削減、耐久性向上、梱包材の 省資源化等

リユース(再使用化)・・・部品共通化、分解容易性向上等

リサイクル (再資源化)・・・樹脂部品マテリアル表示、リサイクル可能な

材料の使用等

### 5.廃棄処理する自販機の取り扱い

(本項目について特に解説すべきことはありません。)

### 6.「安全」「安心」への配慮

(本項目について特に解説すべきことはありません。)

### 7. 自販機に関係する主な法律

(1) 法令

道路法 → はみ出し設置

第32条「道路の占有の許可」

第33条「道路の占有の許可基準」

(注)道路とは、一般公衆の通行の用に供する道をいい、一般国道や都 道府県道等の他、農道、林道、私道等も含まれる。

道路交通法 → はみ出し設置

第77条「道路使用の許可」

食品衛生法 ─→ カップ式・牛乳及び乳製品・食品等自販機の営業許可

第 7条「食品等の規格及び基準」

第10条「器の規格及び基準」

第11条「表示の基準」

第19条「有害物質の混入防止等の措置基準」

第20条「営業基準の業種別基準」

第21条「営業許可」

消防法 → ガソリンスタンド、屋内通路等の設置場所

第 3条「火災予防措置の命令」

第 5条「防火対象物の改修、使用禁止の制限」

第10条「危険物の貯蔵及び取り扱いの制限」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)→ マニフェスト伝票 電波法 → 無線方式による POSシステム導入

(注)無線方式により自販機 P O S システムを導入する場合、導入する無線方式により、電波法に基づき郵政大臣による無線局の免

許を取得しなければならないケースもある。 前払式証票の規則等に関する法律─► プリペイドカード

第 4条「自家発行型前払証票の発行の届け出」

第 7条「登録の申請」

第12条「証票の規則の表示事項」

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の確保に関する法律

(フロン回収・破壊法)

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 第 18 条「製造事業者等の判断の基準となるべき事項」

(2) 条例

各自治体の「散乱防止条例」 各自治体の「景観条例」 その他

(3) 業界自主基準

自販機の堅牢化基準

自動販売機据付基準マニュアル

自販機の適正廃棄マニュアル

自販機の食品衛生に関する自主的取扱要領及び規格基準

以上